

16. 住宅

1) 府営住宅福祉世帯向け **身 知 精**

住宅に困っている障がい者世帯等のために、府営住宅総合募集において福祉世帯向けの応募区分を設けて募集を行っています。

また、車いす常用者（身体障がい者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹機能障がいの程度が高い方）が住みやすいように設計した府営住宅の募集もあります。

●対象者

- 1 2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人または同居しようとする親族に次のいずれかに該当する方がいる世帯
 - ① 身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方
 - ② 療育手帳の交付を受けている方、または同程度の障がいがあると堺市子ども相談所もしくは堺市障害者更生相談所の長等により判定された方
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、または同程度の障がいがあると認められる方
- 2 次のいずれかに該当する単身者
 - ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方
 - ② 療育手帳の交付を受けている方、または同程度の障がいがあると堺市障害者更生相談所の長等により判定された方
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方、または同程度の障がいがあると認められる方

●募集

総合募集（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

※車いす常用者世帯向け住宅を含む

●問合わせ先

（堺区・中区・東区・西区・北区・美原区内の府営住宅）

指定管理者：(株)東急コミュニティー 大阪府営住宅堺東管理センター

TEL 221-1083 FAX 221-1078

（南区内の府営住宅）

指定管理者：(株)東急コミュニティー 大阪府営住宅泉北管理センター

TEL 290-6073 FAX 290-6078

2) 市営住宅福祉世帯向け 身 知 精

住宅に困っている身体障害者、精神障害者または知的障害者のいる世帯等のために、市営住宅総合募集において福祉世帯向け募集を実施しています。

また、車いす常用者世帯(身体障害者手帳1、2級または同程度の戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹機能障害の程度が高く、車いすを常用している方がいる世帯)向け募集もあります。

●対象者

1 身体障害者世帯

申込者本人または同居者に身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までのいずれかの方がいる世帯。

2 精神障害者世帯

申込者本人または同居者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級若しくは2級の方または同程度の障害を有すると精神保健指定医、その他精神障害の診断若しくは治療に従事する医師に診断された方がいる世帯。

3 知的障害者世帯

申込者本人または同居者に療育手帳の交付を受けている方で、その障害の程度がA若しくはB1の方または同程度の障害を有すると児童福祉法に規定する児童相談所の長若しくは知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所の長により判定された方がいる世帯。

●募集

総合募集(5月、10月)

●問い合わせ先

指定管理者: 堺市営住宅管理センター(株式会社東急コミュニティー)

TEL 228-8225 FAX 228-8223

3) 市営住宅の家賃の減免 身 知 精 発 難病

死亡、失業、退職、病気療養などにより収入が著しく減少し、住宅使用料の支払に困っておられる方のために住宅使用料の減免制度があります。

●問い合わせ先

指定管理者: 堺市営住宅管理センター(株式会社東急コミュニティー)

TEL 228-8225 FAX 228-8223

4) 福祉資金(大阪府生活福祉資金)の貸付 身 知 精 発 難病

(51ページ参照)

低所得世帯を対象に日常生活に欠くことのできない居宅、壁、屋根などの補修、増改築・保全に必要な資金の貸付を行っています。

※貸付要件審査あり